

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 担当事業所 指定居宅介護支援事業所武蔵野赤十字在宅介護支援センター
(所在地) 武蔵野市境南町1丁目26番1号
(電話)0422-32-3155 (FAX)0422-33-9521
2. 担当介護支援専門員 氏名 (連絡先:0422-32-3155)
3. 居宅介護支援事業所武蔵野赤十字在宅介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域等

介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1373300092号)
サービスを提供する地域	武蔵野市全域
営業時間(平日・土曜日)	午前8時30分～午後5時00分
緊急連絡電話 0422-32-3155	上記時間外及び日曜日、祝日、5月1日、並びに 12月29日～1月3日は、携帯電話に転送しま す。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	2名

4. 相談、要望、苦情等の窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承りますので下記窓口までお申し出ください。

相談、要望、苦情等の窓口

○担当 武蔵野赤十字在宅介護支援センター長 庄司幸江

○電話番号 0422-32-3155 FAX 0422-33-9521

受付時間は、月～土曜日 午前8時30分～午後5時00分です。

但し、日曜日、祝日、5月1日、及び12月29日から1月3日は除きま

す。

その他の相談窓口

当事業所以外に、武蔵野市他の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係介護サービス担当

サービス相談調整専門員 電話 0422-60-2525

東京都福祉保健局介護保険制度相談窓口

電話 03-5320-4593、4274、4175

5. 料金規定(第10条関係)

(1)居宅介護支援利用料

居宅介護支援利用料については、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」の定めによるものとします。詳細については、別紙「居宅介護支援料金一覧表」のとおりです。ただし、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

注:保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じて上記金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を滞納等が無くなった後、武蔵野市役所の相談窓口へ提出すると、全額払戻を受けることができます。

(2)解約料

利用者は契約を解約する際に、一切料金はかかりません。

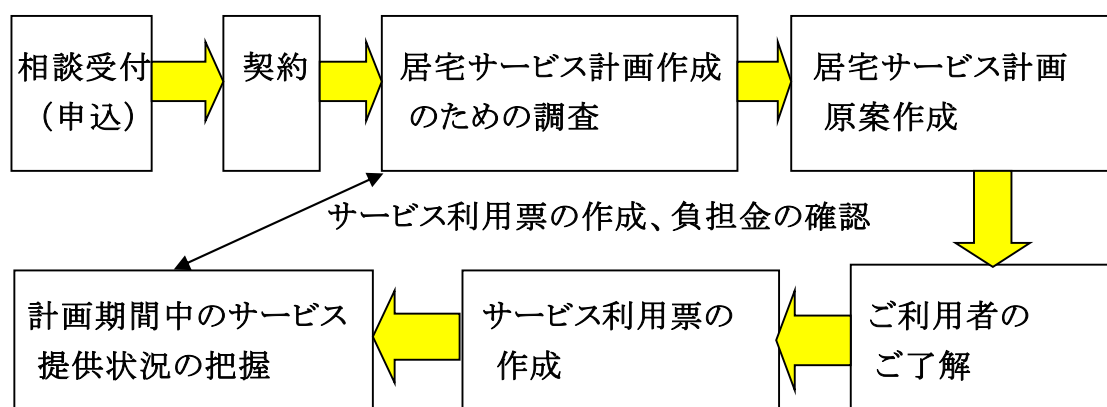
(3)交通費

当事業所職員が業務のため利用者の同意を得て市外に出張した場合は、交通費の実費が必要となります。

(4)その他

上記(1)について、「指定居宅介護支援事業に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)の定めにより、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は減算されることがあります。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供の準備を開始します。

注：要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項の説明について

- ・利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。
- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら、計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) サービスの選定

居宅サービス計画作成に当たってのサービス事業者の選定については、利用者のご家族のご希望を尊重します。また、その他の地域におけるサービス情報提供も行い、利用者や家族がより良いサービス提供を受けられるように支援いたします。利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないように配慮いたします。

詳細については、別紙「介護サービス利用状況説明書」のとおりです。

(3) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合

30日の予告期間をおいて文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、30日の予告期間をおいて文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1、要支援2と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者の資格を喪失した

場合

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合

エ その他

ご利用者やご家族の方などが当所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力等並びにセクシャルハラスメント行為等)を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(4)その他

ア 事前に当事業所を通じて調整を行わず居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は当事業所にその旨をご連絡下さい。

イ 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合や要介護認定を行なった場合、各種の減免に関する決定等を受けた場合、また生活保護・公費負担医療の受給資格に得喪があった場合については、速やかに当事業所にご連絡下さい。

ウ 居宅サービス事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合には、当事業所にその旨ご連絡下さい。

エ 居宅サービス計画に記載されている短期入所生活介護や短期入所療養介護の利用にあたっては、利用前に当事業所にその旨ご連絡下さい。なお、やむを得ず連絡なしにご利用した場合、遅くとも月末までには当事業所にご連絡下さい。

当事業所に上記(ア)(イ)(ウ)(エ)の連絡をいただけなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずにご利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになります。

(5)入院時における医療機関との連携

医療機関に入院となった際には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に報告してください。

(6)業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当事業所継続計画に従い必要な措置を講じます。

(7)感染症予防及び蔓延防止のための措置

概ね6ヶ月に1回以上対策を検討する委員会を開催し、指針の整備を行い、防止のための研修及び訓練(机上訓練含)を定期的の実施します。

(8)事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保 險 名：介護事業者・社会福祉施設損害保険(介護事業者版)

保障の概要：施設側の不備等があった場合の施設賠償保険

(9)虐待防止に関する事項

虐待の防止に係わる組織内の体制(虐待防止に関わる委員会の開催、責任者の選定、職員への研修計画及び研修の実施等)や虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものいたします。

居宅介護支援契約書及び本書に基づき、居宅介護支援契約に関わる重要事項について説明をいたしました。

事業者名 指定居宅介護支援事業所武蔵野赤十字在宅介護支援センター

事業所番号 1373300092

所在地 武蔵野市境南町1丁目26番1号

説明者氏名 _____

私は居宅介護支援契約書及び本書により、担当介護支援専門員より居宅介護契約に関する重要事項について説明を受け、確認しました。

年 月 日

利用者氏名

(代理人氏名 _____)

